

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和６年８月２７日

富山市長 藤井 裕久

記

１．協議の場を設けた区域の範囲

富山地域 池多地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和６年８月２６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	１０経営体
・認定農業者数	４経営体 (うち法人 １経営体)
・認定新規就農者	１経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	２経営体
・準担い手	３経営体

４．地域農業の将来のあり方

後継者がいない経営体が多いため、後継者の育成を含めて新規就農等を促進していく。

５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。